

社団法人 愛媛ビルメンテナンス協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は社団法人愛媛ビルメンテナンス協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は事務所を愛媛県松山市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人はビルメンテナンスに関する専門的知識と技術の進歩向上を図るとともに環境整備時代における社会情勢の変動に対処するためビルメンテナンス業の健全な育成発展に務め、連帯意識に基づく協同活動を積極的に推進し、もってビルにおける健康で快適な生活環境条件の保持増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスに関する調査・研究
- (2) ビルメンテナンスに関する知識の向上と啓蒙普及
- (3) ビルメンテナンスに関する教育および研修
- (4) ビルメンテナンス業の健全な育成指導および会員、家族、従業員の福利増進
- (5) ビルメンテナンスに関する統計資料の作成、収集および情報の交換ならびに刊行物の発行
- (6) 建築物の維持管理に関する総合業務の相談および指導援助
- (7) ビルメンテナンスに関する関係行政機関の施設および関係中央団体の活動に対する協力
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は次の 3 種とする。

- (1) 正 会 員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

(資 格)

第 6 条 会員の資格は次のとおりとする。

(1) 正 会 員

この法人の目的に賛同して入会した愛媛県内において 1 年以上ビルメンテナンス業を営む法人または個人

(2) 賛助会員

この法人に関連する業務を営み、この法人の目的に賛助する法人または個人

(3) 特別会員

この法人に功労のあった者または学識経験者で理事会において推せんされ、総会において承認された者

(会費および入会金)

第 7 条 正会員および賛助会員は総会において別に定める会費および入会金を納入しなければならない。

(入 会)

第8条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、正会員2名の推せんを得て、所定の入会申込書に前条に定める入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 正会員は前項の入会申込書に登記簿謄本および納税証明書と添付しなければならない。
(退 会)

第9条 正会員および賛助会員は退会しようとするときは、書面をもって会長に届出をし、理事会の承認を得なければならない。

2. 解散した正会員および賛助会員は、理事会の承認を得て退会とする。
(除 名)

第10条 正会員で次の各号のいずれかに該当する行為があるときは、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。ただし、総会は議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 会費を6カ月以上納入しないとき。

(2) この法人の定款または規則に違反したとき。

(3) この法人の名誉をき損し、または秩序を乱し、もしくは設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、または除名された会員がすでに納入した会費、入会金その他会員としての義務に基づき拠出した金品は理由のいかんを問わずにこれを一切返還しない。

第 3 章 役 員 と 職 員

(役 員)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

3. 役員は総会において選任する。選任の方法は別に総会において定める。

4. 理事は互選により、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

5. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第13条 会長はこの法人を代表して会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。

4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。

5. 理事は理事会を組織し、重要事項を審議決定し、会務を執行する。

6. 監事は民法第59条に規定する職務を行う。

(任 期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。ただし運営上支障がない場合にはこの限りではない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければな

らない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬および費用弁償)

第16条 役員は別に定めるところにより、報酬および費用弁償を受けることができる。

2. 報酬および費用弁償の額ならびにこれを受ける役員その他については総会の議決を得なければならない。

(顧問および参与)

第17条 この法人には顧問および参与若干名を置くことができる。

2. 顧問は学識経験者および特定の官職にある者、参与はこの法人に特に貢献のある者のうちから理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3. 顧問および参与は会長の諮問に応じて意見を述べる。

4. 特定の官職にあるゆえをもって委嘱された任期は、その官職に在任している期間とする。

(事務局および職員)

第18条 この法人に事務を処理するため、事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

2. 事務局長その他の職員は理事会の議決を経て会長が任免する。

3. 事務局の管理運営等に関する事項は理事会において別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 会議は総会、理事会および専門委員会とし、総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

2. 専門委員会は別に定める規定によるものとする。

(構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の承認

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2. 理事会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行

(2) 総会の付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行

(開催)

第22条 通常総会は毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は次の各号のいずれかの場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があるとき

(3) 民法第59条第4項の規定に基づいて監事が招集するとき

3. 理事会は必要に応じて随時開催する。

4. 会長は、軽易な事項または、急を要する事項については、書面を正会員に送付して賛否を求め、

会議に替えることができる。

(招 集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第2号の場合には、開催請求書到着の日から10日以内に招集しなければならない。
3. 総会を招集するには、会議の目的たる事項、内容および日時、場所を記載した書面を開会の少なくとも5日前までに会員に送付しなければならない。
4. 理事会は、会長が招集する。
5. 理事の現在数の3分の1以上または、監事から会議の目的たる事項を記載した書面による請求があったときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
6. 理事会を招集するには、会議の目的たる事項、内容および日時、場所を記載した書面を予め理事に送付しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選任する。

2. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 会議は総会においては正会員の、理事会においては理事の現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席正会員または、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合において議長は、会員または理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその正会員(法人に限る。)の役員並びに他の正会員及び理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 正会員または理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数または、理事の氏名(書面表決者および表決の委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長および出席した正会員または理事のうちから会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第 5 章 資 産 お よ び 会 計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費および入会金
- (2) 寄付金品

- (3) 事業にともなう収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 3 0 条 資産は理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

- 2 . 資産のうち現金は、国公債または確実な有価証券、社債に換え、もしくは郵便官署、確実な銀行、信託会社に預金して保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 3 1 条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第 3 2 条 この法人の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後 2 カ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、毎年 5 月の総会において承認を受けなければならない。

- 2 . 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度の予算を執行する。
- 3 . 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 . 年度末において、剰余金を生じたときは、総会の議決により、その全部もしくは一部を翌年度に繰り越し、もしくは積立金として積立するものとする。

(会計年度)

第 3 3 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 3 1 日におわる。

第 6 章 定 款 の 変 更 お よ び 解 散

(定款の変更)

第 3 4 条 この定款は総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意を経、知事の認可を得なければ変更することが出来ない。

(解散および残余財産の処分)

第 3 5 条 この法人は民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までおよび第 2 項の規定により解散する。

- 2 . 総会の議決に基づいて解散する場合には、理事会の議決を経て正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 3 . この法人の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、知事の認可をえて、類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 3 6 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、理事会が定める規則による。

付 則

1. この法人の設立当初の役員は、第12条第2項および第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず昭和48年3月31日までとする。
2. この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第21条第1項第1号および第2項第2号ならびに第32条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和48年3月31日までとする。
4. この定款は昭和47年6月9日から施行する。
5. この改正は昭和48年5月21日から施行する。
6. この改正は昭和49年6月7日から施行する。
7. この改正は昭和50年7月18日から施行する。
8. この改正は昭和54年3月16日から施行する。
9. この改正は昭和56年5月6日から施行する。
10. この改正は平成12年6月16日から施行する。
11. この改正は平成17年6月16日から施行する。